

【交付書面】

第 47 回

STEP

令和 6 年 10 月 1 日～
令和 7 年 9 月 30 日

定時株主総会 招集ご通知

日時 令和 7 年 12 月 13 日(土曜日) 午後 1 時 (受付開始:午後 0 時 30 分)

場所 藤沢商工会館ミナパーク6F(神奈川県藤沢市藤沢 607-1)

当日ご来場いただける方は
事前にご連絡をお願いいたします
(詳細は3ページにてご確認ください)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
事前ご連絡のお願い	3
議決権行使について	4
インターネット等による議決権行使について	5
株主総会参考書類	7
事業報告	13
計算書類	29

株式会社 ステップ

(証券コード 9795)

(証券コード 9795)
令和7年11月28日
(電子提供措置の開始日 令和7年11月21日)

株主各位

神奈川県藤沢市藤沢602番地
株式会社 ステップ
代表取締役社長 遠藤陽介

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第47回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト

<https://www.stepnet.co.jp/company/gmeet.html>



また上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しています。以下のウェブサイトアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、会場設営の都合上、本株主総会にご来場いただける方はインターネットまたはお電話での事前のご連絡にご協力をいただきたく、お願い申し上げます。また、本株主総会はインターネットにてご視聴が可能です。よろしければぜひご活用ください。詳細につきましては、本招集ご通知3ページに記載のとおりです。

なお、当日ご来場されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページのご案内に沿って、令和7年12月12日(金曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年12月13日(土曜日) 午後1時

2. 場 所 藤沢商工会館ミナパーク6F
(神奈川県藤沢市藤沢607-1)

3. 目的事項

報 告 事 項 第47期(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

【ご案内】株主懇親会について

株主総会終了後、株主懇親会を催したいと存じますので、よろしければ引き続きご出席いただきますよう、お願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載いたします。

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○以下の事項につきましては、書面交付請求された株主様には書面でお送りするとともに、各ウェブサイトに掲載しています。

株主資本等変動計算書／個別注記表／会計監査人の監査報告／監査役会の監査報告

事前ご連絡のお願い

令和7年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主様が対象です。

- ◎会場設営の都合上、当日ご来場いただける方は、令和7年12月11日（木曜日）午後5時までに、下記記載のインターネット上の当社ウェブサイト専用ページへご入力、または下記の連絡先へお電話を頂戴したく、ご協力お願い申し上げます。

当社ウェブサイト専用ページ

<https://www.stepnet.co.jp/company/gmeet.html>

事前連絡先

0466-20-8000（当社本部総務課）



- ◎本株主総会の招集ご通知記載内容（議案・事業報告・計算書類）についてのご質問を事前にお受けし、株主総会当日に可能な限りお答えしたいと存じます。ご質問がございましたら、上記記載のインターネット上の当社ウェブサイト専用ページにて必要事項をご入力のうえ、令和7年12月10日（水曜日）午後3時までにお送りください。

※株主総会当日に直接ご質問いただくことも可能です。

- ◎インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、本株主総会の様子を実況中継するとともに、株主総会終了後一定期間オンデマンド配信いたします。視聴をご希望の方は、令和7年12月12日（金曜日）午後3時までに、上記記載の専用ページにて株主番号・株主名・ご連絡先のご入力をお願いいたします。なお、視聴は閲覧のみで、総会の議事議案に関するご質問をお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※上記のご連絡の際、当社が取得した株主様の個人情報とは本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務以外に使用することはありません。

※ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社からの送信後、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、Eメールをお受け取りいただけない可能性がございます。この事象につきましては、当社側で対応を行うことができませんので、受信されるメールアドレス側にてドメイン【stepv.co.jp】からのEメールの受信を有効とするよう設定をお願いいたします。設定方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルのご確認をお願いいたします。

議決権行使について

議決権は、以下3つの方法により行使いただくことができます。

インターネット等で議決権を行使される場合



5ページのご案内に沿って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和7年12月12日(金曜日) 午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和7年12月12日(金曜日) 午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日のご来場には事前のご連絡をお願いしています。

(詳細は3ページにてご確認ください)

日 時

令和7年12月13日(土曜日) 午後1時

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによって可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、令和7年12月12日（金曜日）午後5時30分入力完了分までとなっていますので、お早目の行使をお願いいたします。

(2) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4. お問い合わせ先について

- (1) インターネット等による議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合には、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120-652-031（受付時間 9時～21時）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120-782-031（受付時間 9時～17時 土日休日を除く）

※議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の経営環境および事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおりとしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

- | | | |
|---|-----------------------------|--|
| 1 | 配当財産の種類 | 金銭 |
| 2 | 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 | 当社普通株式1株につき 金 45 円
総額 709,709,805 円 |
| 3 | 剰余金の配当が効力を生じる日 | 令和7年12月16日 |

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	たつ い きょう じ 龍 井 郷 二	代表取締役会長	再 任
2	えん どう よう すけ 遠 藤 陽 介	代表取締役社長（執行役員）	再 任
3	だい こく あき よし 大 黒 晃 禎	常務取締役（執行役員）	再 任
4	あら い のり あき 新 井 規 彰	取締役（常務執行役員）	再 任
5	もり もと ゆり こ 森 本 由里子	取締役（常務執行役員）	再 任
6	まつ うら たか お 松 浦 隆 夫	取締役（常務執行役員）	再 任
7	き じま ふみ よし 木 島 文 義	取締役	再 任 社 外
8	なか の と わ だ 仲 野 十和田	取締役	再 任 社 外
9	やま の こう いち 山 野 浩 一	新任取締役候補者	新 任 社 外

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	再任 たつ い きょう じ 龍井 郷二 (1949年 (昭和24年) 2月22日生)	昭和50年1月 ステップ学習教室を藤沢市長後にて創業 昭和54年9月 (株)ステップ学習教室設立 代表取締役社長 平成3年10月 社名を(株)ステップに変更 代表取締役社長 令和元年12月 当社代表取締役会長(現任)	1,302,800株
2	再任 えん どう よう すけ 遠藤 陽介 (1972年 (昭和47年) 5月20日生)	平成22年4月 当社高校受験藤沢北部ブロック (現・長後ブロック) 長 平成26年4月 当社常務執行役員 平成27年12月 当社取締役 平成30年12月 当社専務取締役 令和元年12月 当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員(現任) 令和2年4月 当社高校受験横浜川崎本部長(現任)	16,300株
3	再任 だい こく あきよし 大黒 晃禎 (1972年 (昭和47年) 8月9日生)	平成19年4月 当社高校受験藤沢ブロック長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社大学受験運営副本部長 平成25年4月 当社常務執行役員 平成27年4月 当社大学受験運営本部長(現任) 平成27年12月 当社取締役 令和6年12月 当社常務取締役執行役員(現任)	12,500株
4	再任 あら い の り あ き 新井 規彰 (1974年 (昭和49年) 9月7日生)	平成23年4月 当社執行役員 平成23年10月 当社常務執行役員(現任) 平成24年12月 当社取締役(現任) 当社総務本部長(現任)	14,800株
5	再任 もりもと ゆ り こ 森本 由里子 (1977年 (昭和52年) 2月22日生)	平成19年4月 当社大学受験茅ヶ崎校副室長 平成20年4月 当社大学受験事務局主任 平成30年4月 当社大学受験事務局長(現任) 平成30年12月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任)	9,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
6	再任 まつ うら たか お 松 浦 隆 夫 (1978年 (昭和53年) 6月26日生)	平成30年4月 当社高校受験相鉄ブロック長(現任) 当社高校受験相鉄東横本部長(現任) 当社常務執行役員(現任) 令和5年12月 当社取締役(現任)	9,600株
7	再任 (社外) き じ ま ふ み よ し 木 島 文 義 (1952年 (昭和27年) 12月25日生)	昭和51年4月 湘南塾(現 株湘南ゼミナール)創業 昭和63年4月 (株)湘南ゼミナール取締役 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成24年3月 同社代表取締役社長退任 平成27年12月 当社取締役(現任)	18,000株
8	再任 (社外) な かの と わ だ 仲 野 十 和 田 (1964年 (昭和39年) 2月26日生)	昭和61年4月 仲野学習塾創業 平成9年9月 (有)十和田(ナカジユク)設立 代表取締役社長(現任) 平成27年6月 公益社団法人全国学習塾協会監事(現任) 平成28年4月 全日本私塾教育ネットワーク理事長 平成29年6月 NP0 法人フォーユー研究会代表理事(現任) 令和3年12月 当社取締役(現任) 令和4年4月 全日本私塾教育ネットワーク副会長(現任)	1,200株
9	新任 (社外) や ま の こう い ち 山 野 浩 一 (1961年 (昭和36年) 4月10日生)	昭和63年9月 株式会社筑摩書房入社 平成17年6月 同社取締役 平成25年6月 同社専務取締役 平成27年6月 同社代表取締役社長 令和元年8月 株式会社偕成社取締役 令和2年9月 株式会社夕日書房設立 代表取締役社長(現任)	600株

(注) 1. 取締役候補者龍井郷二氏は、当社大株主である(有)ケー・プランニングの代表取締役を兼務しています。

2. 当社とその他の取締役候補者との間に特別の利害関係はありません。

3. 木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏は、社外取締役候補者です。

4. 木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏を社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は次のとおりです。

木島文義氏

当社の競合他社での長年にわたる経営経験を生かし、当社の事業展開において有益な提言をいただくことを期待しています。

仲野十和田氏

全国最大規模の業界団体の理事長職のご経験や、公益社団法人全国学習塾協会の監事職を務められている視野の広さをもとに、当社の経営全般に対して助言をいただくことを期待しています。

山野浩一氏

出版業界に長く携わられる中で培われた広い見識や様々な経営経験を通して、当社の経営全般に対して助言をいただくことを期待しています。

5. 木島文義氏、仲野十和田氏は現在、当社の社外取締役であります。本総会終結時点での社外取締役としての在任期間は、木島文義氏が通算10年、仲野十和田氏が通算4年となります。
6. 当社は、木島文義氏、仲野十和田氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、本議案が承認可決された場合は、引き続き当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
7. 山野浩一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、本議案が承認可決された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
8. 当社と木島文義氏、仲野十和田氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。
9. 当社と山野浩一氏の間では、本議案が承認可決された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役五十里秀一郎氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。監査役候補者は次のとおりです。

氏 名	現在の当社における地位		
いかりしゅういちろう 五十里秀一郎	監査役	再任	社外

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
再 任 社 外 い か り し ゅ う い ち ろ う 五十里秀一朗 (1960年 (昭和35年) 1月2日生)	昭和53年4月 東京国税局入局 平成14年6月 税理士資格取得 平成28年7月 藤沢税務署長 令和元年7月 東京国税局調査第四部部長 令和2年7月 東京国税局退官 令和2年8月 税理士開業 五十里税理士事務所 代表(現任) 令和3年12月 当社社外監査役(現任) 令和5年6月 セントラル総合開発(株)社外取締役(現任) 令和6年4月 五十里会計事務合同会社代表社員(現任) 令和7年6月 大日精化工業株式会社 社外取締役 監査等委員(現任)	1,500株

- (注) 1. 当社と五十里秀一朗氏との間に特別の利害関係はありません。
2. 五十里秀一朗氏は現在、当社の社外監査役であります。本総会終結時点での社外監査役としての在任期間は、通算4年となります。
3. 五十里秀一朗氏は、社外監査役の候補者です。税理士としての職務経験や、国税局の要職を歴任された中で培ってきた税務・財務の専門知識を生かし、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、当社と同氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。
4. 第2号議案ならびに第3号議案に記載の各候補者、および現任の監査役に関するスキル・マトリックス（保有する主な専門性・知識・経験・能力等のスキルに関する状況）は以下のとおりです。（本表は、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。）

			企業経営	業界経験・知識・教務品質	人事・労務・人財育成	財務・会計	法務・コンプライアンス	DX・IT	ESG・サステナビリティ
取締役	龍井郷二		○	○	○	○	○		
	遠藤陽介		○	○	○	○	○		
	大黒晃禎		○	○	○			○	
	新井規彰		○		○		○		○
	森本由里子		○	○	○				○
	松浦隆夫		○	○	○			○	
	木島文義	社外	○	○	○		○		
	仲野十和田	社外	○	○	○				○
監査役	山野浩一	社外	○		○	○			○
	木村和人			○	○		○		○
	五十里秀一朗	社外			○	○	○		
	阿部みどり	社外					○		○

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ています。補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
た なか やす とし 田 中 康 俊 (1957年 (昭和32年) 5月25日生)	昭和57年4月 (株)ナイガイ入社 平成18年1月 同社退社 平成18年7月 (株)A I入社 平成18年12月 同社退社 平成19年1月 (株)武田出版入社 平成20年1月 同社退社 平成20年4月 (株)湘南社設立 代表取締役(現任) 平成30年1月 藤沢ビジネスフォーラム会長 令和3年1月 同フォーラム監査役 令和5年1月 同フォーラム会長補佐 令和6年1月 同フォーラム監査役(現任)	0株

(注) 田中康俊氏は補欠の社外監査役候補者であり、当社との間に特別の利害関係はありません。同氏が、これまで培ってきた経験と幅広い視野を当社の監査に反映していただくため、補欠監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏が就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

以 上

事業報告

令和6年10月1日から
令和7年9月30日まで

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当期も生徒数が引き続き増加し、令和7年9月末の生徒数は36,744人となっています。期中平均でも前期比4.3%増の35,126人となり、初めて35,000人を突破しました。また直近の第4四半期（7～9月）は、夏期講習（7月下旬～8月下旬）の時期となり、講習後の9月から入会する生徒が多くいるため、9月末の生徒数は第3四半期末の6月と比べ1,528人（4.3%）の純増となっています。

生徒数の期中平均を学年別に見ると、生徒数の大部分を占める中学部・高校部の対象学年である小学校5年生から高校3年生のすべての学年で前期比プラスとなっています。特に小学生（5年生・6年生）は期中平均が前年同期比10.5%増となりました。小学生の好調が続いている要因としては、中学生で満席学年のあるスクールが多いため、そうしたエリアで「早めに席を確保したい」とお考えのご家庭が小学生のうちから入会に動かれていることや、首都圏における私立中学校受験の過熱化の中で、公立中学校に進学を予定しているご家庭において、中学進学後を見越したプラスアルファの充実した学習へのニーズが高まっていることも背景として考えられます。

また学童部門では、期中平均生徒数が前期比で20.3%増加しています。

当社は、今期を教務面での充実に力を入れていく期間と位置づけ、新規開校を2校（小中学生部門1校、学童部門1校）に抑制しました。当社の柱である「質の高い授業」は、一朝一夕に実現できるものではなく、時間とエネルギーを注ぎ込んだ教師育成があって初めて実現できるものです。校舎展開を抑制する機会をもうけることによって、今後少子化の中でさらに激しくなっていく競争環境の中でも成長し続けていける教務力の強化に注力したいという思いから、この方針で取り組んできました。

上記のように新規開校を抑制したにもかかわらず、当期の生徒数は、前述の通り順調に推移し、期中平均で初めて35,000人を突破しました。既存スクールの充席率アップや満席学年のクラス増設による生徒数増加が主な要因です。新規開校を抑える中でも生徒数が伸び、営業利益も増加する。これを実現できたのは当社にとって大変意義のあることだと捉えています。

令和7年春も入試結果が好調で、生徒募集への後押しとなりました。

公立高校入試では、神奈川県学力向上進学重点校8校（横浜翠嵐・湘南・柏陽・多摩・厚木・川和・横浜緑ヶ丘・小田原）に1,367名（前年1,320名から47名増）が合格し、うち7校で塾別合格者数第1位となっています。さらに、上記の重点校8校の全合格者における占有率は52.7%であり、今年も合格者の半数以上をステップの塾生が占めました。特に、学力向上進学重点校の一つである川崎市の多摩高校においては、ステップの合格者数が113名となり、塾別合格者数で初めて第1位となりました。川崎市は当社が近年、ドミナント展開を進めているエリアであり、未だ展開途上の地域ですが、早くも合格者数でトップに立ったことは、川崎市におけるステップの今後の発展を加速していくものと思料します。

国立高校においても、ステップ生の通学圏内で最難関の国立共学校である東京学芸大学附属高校に過去最多の223名（帰国生と内部進学者を除く）が合格しました。繰上合格を除く正規合格者192名は、同総数378名に対し占有率50.8%に達し、17年連続で全塾中トップの合格者数となっています。

大学合格実績は今春特に好調で、東京大21名・京都大3名・一橋大14名・東京科学大29名が現役合格しました。国公立大学の医学部医学科にも12名が現役合格し、国公立大学全体の合格者は今春も過去最高を更新し410名（前年354名から56名増）となりました。また、私立大学においては早稲田大・慶應義塾大・上智大の合格実績が計668名（前年594名から74名増）、理大MARCH（東京理科大・明治大・青山学院大・立教大・中央大・法政大）も計2,352名（前年2,219名から133名増）となり、いずれも前年に続き過去最高を更新しています。

当社の大学合格実績の特長として、上記の実績のほとんどが神奈川県の公立高校生によるものである点が挙げられます。東京大・京都大・一橋大・東京科学大の合格者67名中63名は公立高校生でした。公立高校は、首都圏においては進学実績で私立高校に押されがちとされていますが、受験に向けた態勢をしっかりとれば、第一志望への現役合格に向け公立高校生を大いに伸ばしていけるということを、数字として毎年示していることは大きな意義があると考えています。

学童部門は各教室の生徒募集が引き続き好調で、令和6年3月に500名に達した生徒数は、令和7年3月に600名を突破し、期中平均では前期比20.3%の増加となりました。特に藤沢市にある湘南教室と辻堂教室は多くの学年が満席となっています。また、STEPキッズの5教室目となる湘南台教室を3月に開校し、初年度募集は小学1年生・小学2年生のみですが、順調なスタートを切っています。

学童部門全体としても、豊富で多彩なコンテンツに磨きをかけながら、各教室で運営ノウハウの蓄積・共有、標準化をさらに進め、今後の県内各地への展開に向けた基盤づくりに取り組んでいきます。

当事業年度中の新規開校については、小中学生部門で3月に Hi-STEP 平塚スクール（JR 東海道線平塚駅）を開校しました。平塚市内には既存の5スクールがありますが、国公私立の難関校を目指す Hi-STEP のスクールとしては、平塚・大磯・二宮エリアで初めての開校となります。小学生については、神奈川県立平塚中等教育学校を目指す小学5年生・小学6年生のための県立中高一貫校対策コースを、この Hi-STEP スクールの開校によりさらに強化していきます。

学童部門では、前述の STEP キッズ湘南台教室（小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・横浜市営地下鉄湘南台駅）を3月に開校しました。初年度は小学1年生・小学2年生の募集を行い、2年目に小学3年生、3年目に小学4年生の募集を行い、開校して2年後には STEP キッズの対象である全4学年が揃う計画です。

また、3月下旬に Hi-STEP 横浜南スクール（横浜市営地下鉄弘明寺駅）を隣駅にあたる上大岡の地に移転し、Hi-STEP 上大岡スクールと改称しました。地域の高齢化と設備の老朽化に鑑み、現在の塾生が通いやすく、かつ、より多くの小中学生の募集が期待できる上大岡へ移転することとしました。上大岡では高校受験ステップ上大岡スクールが好調で、その隣接した建物に開校することで、既存スクールとの相乗効果も期待しています。

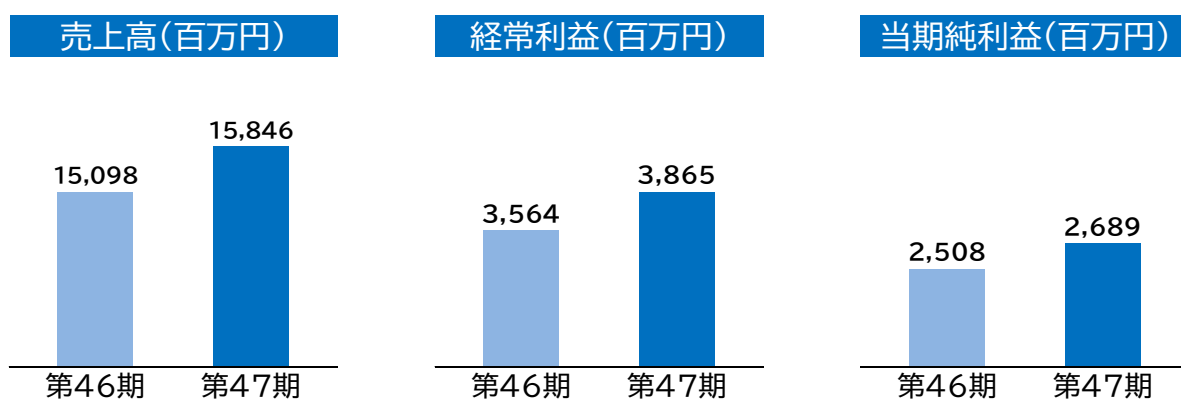
昨年12月には Hi-STEP 横浜スクールと大学受験ステップ横浜校を増床しました。さらに今年の7月下旬には、瀬谷スクール（相鉄線瀬谷駅）を、より広い駅前の新築ビルの4階に移転した結果、満席の多かった小学5年生から中学2年生のクラス増設が可能となり、長く空席待ちをされていた方々にも入会していただくことができました。

また、来年には大学受験ステップセンター南校を移転増床する予定です。今後も空席の少ないスクールの増床や移転を進め、受け入れ態勢を継続的に整えていくことで、入会希望者を積極的に迎え入れられるよう、引き続き努力していきます。

当社は、令和8年1月より「奨学金返還支援（代理返還）制度」を新たに導入します。この制度は、在学中に日本学生支援機構（JASSO）の奨学金制度を利用していた従業員に対し、当社が日本学生支援機構に代理で返還するものです。令和6年度において、すでに日本の学生の30.4%（約3.3人に1人）が JASSO の貸与奨学金を受給する状況になっている中、支援対象となる従業員の経済的・心理的負担を軽減する目的で、福利厚生制度の一環として導入を決定しました。新卒、キャリア（中途）、既入社の子社員いずれも対象とし、申請のあった社員に対し毎月2万円、最大で60回（120万円）の代理返還を行います。今後の採用活動において、前向きな人材の確保へと繋がることを期待しています。

当社では授業料の収納をはじめとする事務業務全般の効率化を目的として、基幹システムの全面的な再構築に取り組んでおり、令和7年1月からの稼働を見込んでいましたが、開発の遅れにより稼働開始時期は令和8年9月期以降にずれ込むこととなりました。この結果、当期に見込んでいたシステム関連費用126百万円の計上はありませんでした。また、賃上げ促進税制の適用により税負担が軽減されたことから、業績は計画を上回る結果となりました。

当事業年度の売上高は15,846百万円(前年同期比5.0%増)、営業利益は3,780百万円(前年同期比7.7%増)、経常利益は3,865百万円(前年同期比8.5%増)、当期純利益は2,689百万円(前年同期比7.2%増)となりました。



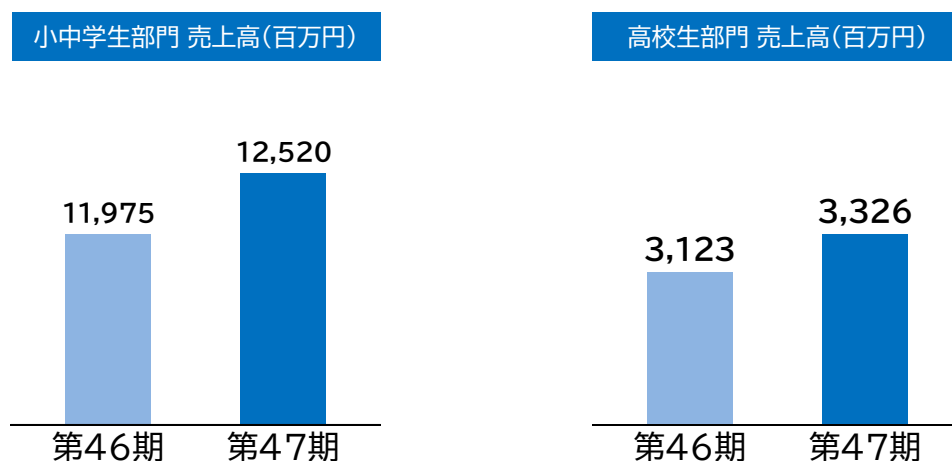
事業部門別の生徒数および売上高は、次のとおりです。

① 小中学生部門

期中平均生徒数は28,787人(前年同期比4.3%増)、売上高は12,520百万円(前年同期比4.6%増)となりました。

② 高校生部門

期中平均生徒数は6,339人(前年同期比4.3%増)、売上高は3,326百万円(前年同期比6.5%増)となりました。



(2) 対処すべき課題

当社は、当期において新規開校を抑制し、内部充実に力を入れながら、充席率のアップによって生徒数も増やし、成長も持続していくという取り組みを行っています。これは、当社にとっては一つのチャレンジでしたが、現段階においては、生徒数・営業利益の両面で順調な結果を残すことができています。このことは、私たちの今後の成長の仕方にとって、大きな学習となっています。一般に学習塾業界においては、人材の成長が伴わなければ、規模の拡大が授業や運営の質の低下に繋がるリスクが存在しています。その点、会社の成長が、新規開校に過度に依存することなく、内部充実による実績と評判の向上、そして充席率のアップという形で進めることができる可能性が見えてきたことは、当社にとって貴重な知見となっています。

このことを踏まえ、今後は新規開校も含めて規模の拡大にも力を入れる時期と、内部充実に力を入れる時期を交互に組み合わせ、トータルとして授業や運営の質を堅持しながら成長していくことを目指していきたいと考えています。来期については、今期の成功体験を踏まえて引き続き新規開校には抑制的に取り組み、内部充実を図り、満員スクールのクラス増設による生徒の受け入れや、あるいは充席率のアップ等に力を入れる時期として運営していきます。二つのサイクルを数年おきに交互に繰り返すことにより、少子化の中での当社の着実な成長の道筋を作っていければと念じています。

中期的には、神奈川県において横浜市に次ぐ年少人口を抱えている川崎市におけるネットワーク、そして横浜市の中でも未だ十分な展開のできていない鶴見区・中区・南区・金沢区等の東部/臨海/南部地区にスクールのネットワークを形成していくという課題があります。

開校余地が多く残っている川崎市と横浜市に戦略的に注力し、強力なスクールネットワークを形成していくために、横浜地区は横浜翠嵐高校、川崎地区は今年初めて塾別合格者数第1位となった多摩高校といった、公立進学校として評価の高い学校の合格者数をさらに伸ばしていきたいと考えています。そのために生徒の力を伸ばす教務力を強化し続け、成績向上や合格実績で評価されるトップブランドとしてさらに強く認知されるよう、引き続き努力を重ねていきます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は 283 百万円（うち建物賃貸借敷金 13 百万円）で、小中学生部門および高校生部門の営業拡大ならびに設備の改善を目的に実施しています。

その主なものは、当期移転スクールの内装工事等 98 百万円です。

(4) 資金調達の状況

当該設備投資の資金は、自己資金および借入金で充当しました。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第44期 (令和4年 9月期)	第45期 (令和5年 9月期)	第46期 (令和6年 9月期)	第47期 (令和7年 9月期)
売上高	13,653,445	14,442,008	15,098,935	15,846,886
営業利益	3,656,326	3,192,335	3,511,470	3,780,121
経常利益	3,728,593	3,225,003	3,564,028	3,865,894
当期純利益	2,563,049	2,405,312	2,508,598	2,689,679
1株当たり 当期純利益	155円27銭	145円71銭	155円59銭	170円35銭
総資産	27,573,147	28,634,088	29,260,273	30,571,070
純資産	24,798,570	25,936,047	26,236,814	27,422,634

2. 会社の状況（令和7年9月30日現在）

（1）主要な事業内容

- ①小学校5年生から高校3年生を対象とした学習および受験指導
- ②学童教室（STEP キッズ・ステップジュニアラボ）、保育園（ステップ保育園）の運営

（2）主要な事業所

<スクール>

所在地		スクール数	ス ク ー ル 名
神奈川県	横浜市	53	大学受験横浜, 大学受験戸塚, 大学受験センター南, Hi-STEP横浜, Hi-STEP上大岡, Hi-STEP戸塚, Hi-STEP二俣川, Hi-STEP青葉台, Hi-STEP金沢文庫, Hi-STEP日吉, Hi-STEPセンター南, Hi-STEPたまプラーザ, 二俣川, 瀬谷, 鶴ヶ峰, 弥生台, 戸塚, 三ツ境, 立場, 杉田, 港南台, 鴨居, 十日市場, 中川, センター南, 北山田, こどもの国, ふれあいの丘, 本郷台, 白楽, センター北, 仲町台, 菊名, 戸塚東, 東戸塚名瀬, 藤が丘, 大倉山東, 江田, たまプラーザ, 市ヶ尾, 綱島, 上大岡, 中山, あざみ野, 長津田, 和田町, 保土ヶ谷, 上永谷, 鶴見, 井土ヶ谷, 東戸塚平戸, 日吉本町, STEPキッズ白楽
	藤沢市	18	大学受験藤沢, Hi-STEP湘南, 藤沢, 長後／綾瀬, 六会, 善行, 辻堂東, ライフタウン, 藤沢朝日, ライフタウン北, 藤沢中央, 湘南台, 辻堂北, 藤沢駅南口, STEPキッズ湘南, STEPキッズ辻堂, ステップジュニアラボ湘南, STEPキッズ湘南台
	川崎市	15	Hi-STEP宮前平, Hi-STEP川崎, Hi-STEP武蔵小杉, Hi-STEP新百合ヶ丘, 宮崎台, 鷺沼, 新百合ヶ丘, 犬蔵, 生田, 元住吉, 武蔵新城, 武蔵中原, 向ヶ丘遊園, 溝の口, 鹿島田
	相模原市	13	大学受験相模原, 大学受験相模大野, Hi-STEP相模原, Hi-STEP相模大野, 淵野辺, 橋本, 相模原南, 上溝, 相模大野, 相模原, 東林間, 原当麻, 古淵
	大和市	8	大学受験大和, Hi-STEP大和, Hi-STEP中央林間, 大和, 高座渋谷, 鶴間, 中央林間, 南林間
	茅ヶ崎市	8	大学受験茅ヶ崎, Hi-STEP茅ヶ崎, 茅ヶ崎東, 茅ヶ崎, 辻堂西, 茅ヶ崎北, 茅ヶ崎小和田, STEPキッズ茅ヶ崎
	平塚市	7	大学受験平塚, Hi-STEP平塚, 平塚, 平塚西, 平塚東, 平塚南, 平塚中央

所 在 地		スクール数	ス ク ー ル 名
神 奈 川 県	鎌 倉 市	6	大学受験大船, Hi-STEP鎌倉, Hi-STEP大船, 大船, 湘南深沢, 大船笠間
	小田原市	6	大学受験小田原, Hi-STEP小田原, 小田原, 鴨宮, 富水, 鴨宮北
	厚 木 市	5	大学受験厚木, Hi-STEP 厚木, 厚木, 厚木西, 厚木東
	秦 野 市	5	大学受験秦野, Hi-STEP 秦野, 東海大前, 秦野, 渋沢
	横須賀市	5	大学受験横須賀, 県立大学前, 汐入, 久里浜, 衣笠
	海老名市	5	大学受験海老名, Hi-STEP 海老名, 海老名, 海老名西, 海老名扇町
	座 間 市	3	座間, さがみ野, 相武台
	足柄上郡	2	松田, 開成
	中 郡	2	二宮, 大磯
	伊勢原市	1	伊勢原
	高 座 郡	1	寒川
	南足柄市	1	南足柄
	愛 甲 郡	1	愛川
	逗 子 市	1	逗子

- (注) 1. 上記以外にK-STEP藤沢、ステップ保育園があります。
 2. Hi-STEP 平塚スクールならびに STEP キッズ湘南台教室は令和7年3月より開校しました。

< 事務所 >

名 称	所 在 地
本 部	神奈川県藤沢市藤沢 6 0 2 番 地
教 材 研 究 課	神奈川県藤沢市湘南台
印刷配送センター	神奈川県藤沢市石川

(3) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 46,880,000株
- ②発行済株式の総数 15,771,329株(自己株式 898,671株を除く)
- ③株主数 32,744名
- ④大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有限会社ケー・プランニング	5,651,100	35.83
龍井郷二	1,302,800	8.26
S T E P 社員持株会	852,480	5.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	745,100	4.72
龍井喜久江	447,400	2.84
株式会社横浜銀行	320,000	2.03
ビービーエイチ ポストン フォー ノムラ ジャパン スモラー キャピタライゼーション ファンド 620065	200,600	1.27
セコム損害保険株式会社	180,000	1.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	99,000	0.63
山口愼一	90,600	0.57

(注) 持株比率は、自己株式 898,671株を控除して計算しています。

(4) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
954名	9名増	39歳 6ヶ月	12年 6ヶ月

- (注) 1. 従業員数は正社員ならびに嘱託社員です。
2. 上記のほかにフェロー社員8名、非常勤講師6名、パートタイマー(事務系部門)182名がいます。

(5) 役員の状況

①取締役および監査役の状況

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
龍 井 郷 二	代 表 取 締 役 会 長	
遠 藤 陽 介	代 表 取 締 役 社 長	執行役員 高校受験横浜川崎本部長兼港北NTブロック長
大 黒 晃 禎	常 務 取 締 役	執行役員大学受験運営本部長
新 井 規 彰	取 締 役	常務執行役員総務本部長
森 本 由 里 子	取 締 役	常務執行役員大学受験事務局長
松 浦 隆 夫	取 締 役	常務執行役員 高校受験相鉄東横本部長兼相鉄ブロック長
木 島 文 義	取締役(社外取締役)	
仲 野 十 和 田	取締役(社外取締役)	有限会社十和田(ナカジュク)代表取締役 社長 公益社団法人全国学習塾協会監事 全日本私塾教育ネットワーク副会長 NPO 法人フォーユー研究会代表理事
相 澤 真 一	取締役(社外取締役)	上智大学総合人間科学部教育学科教授
木 村 和 人	常 勤 監 査 役	
五十里 秀 一 朗	監査役(社外監査役)	セントラル総合開発株式会社 社外取締役 大日精化工業株式会社 社外取締役 監査等委員 五十里会計事務合同会社 代表社員 五十里税理士事務所 代表
阿 部 み ど り	監査役(社外監査役)	東京都児童相談所弁護士(非常勤) 社会福祉法人子どもの虐待防止センター 法律相談員、評議員 東京家庭裁判所家事調停委員 文京区 子どもの権利擁護調査員 アヴェニール法律事務所代表

(注) 取締役木島文義氏、仲野十和田氏、相澤真一氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ています。

②役員に対する報酬等の額

(単位：千円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	117,279 (13,400)	107,177 (13,400)	－ (－)	10,102 (－)	9名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 (6,000)	14,400 (6,000)	－ (－)	－ (－)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	131,679 (19,400)	121,577 (19,400)	－ (－)	10,102 (－)	12名 (5名)

(注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額 25,950千円を含んでいません。

2. 非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額です。

3. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬限度額は、平成6年12月21日開催の第16回定株主総会において、取締役が年額 150,000千円、監査役が年額 20,000千円と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）、監査役の員数は1名（うち社外監査役は1名）です。

4. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和4年12月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、授業にあたる教師とそれを支える職員の処遇の改善と会社の継続的成長を第一に考えながら、会社の業績、業務貢献度等を勘案し、かつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしても機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式）とする。

b. 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役職・分掌・業績等を総合的に勘案して決定する。非金銭報酬は、当社の社外取締役を除く取締役を対象に、当社の企業価値の持続的・中長期的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株

式を支給するものとし、取締役会においてその支給を検討・決定する。なお業績連動報酬は、「短期的な売上高や利益等の指標と報酬を連動させることは、必ずしも学習塾としての適切な運営を推進することにはならない」との判断に基づき採用しない。

- c. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部または一部を取締役に委任する場合の事項
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長龍井郷二がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬額の決定とする。当該権限を委任する理由は、当社全体を統括する立場である代表取締役会長が各取締役の職責等を総合的に勘案するのに最も相応しいからであり、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断する。

③社外役員に関する事項

a. 社外役員の主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を合計12回、監査役会を合計11回開催しました。各社外役員の、取締役会および監査役会への出席状況は以下のとおりです。

氏 名	取締役会および監査役会への出席状況
木 島 文 義	取締役会…全12回に出席しました。
仲 野 十 和 田	取締役会…全12回に出席しました。
相 澤 真 一	取締役会…全12回に出席しました。
五十里 秀 一 朗	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全11回に出席しました。
阿 部 み ど り	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全11回に出席しました。

取締役木島文義氏は、長年にわたる学習塾経営経験をもとに、有益な提言を行っています。

取締役仲野十和田氏は、業界内での幅広いネットワークを生かし、適宜発言を行っています。

取締役相澤真一氏は、教育学の専門的見地から、当社の事業に寄与する発言を行っています。

監査役五十里秀一朗氏は、税務関係の専門的知識に基づく発言を行っています。

監査役阿部みどり氏は、弁護士としての専門的知識を生かし、コンプライアンス面に関する発言を行っています。

b. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である木島文義氏、仲野十和田氏、相澤真一氏、ならびに社外監査役である五十里秀一朗氏、阿部みどり氏との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(6) 主要な借入先の状況

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社 横浜銀行	66,664
株式会社 三菱UFJ銀行	37,500

3. 会計監査人の状況

- ①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ②当事業年度に係る報酬等の額 17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

- ③会計監査人の解任または不再任の決定の方針
- 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。
- また、会計監査人が会社法第 340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

4. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

A 取締役会における決議内容の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりです。

なお、平成18年6月に金融商品取引法が成立し(平成20年4月施行)、平成19年2月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が、企業会計審議会より公表されたことに伴い、これらに対応する取り組み方針を平成19年9月25日の取締役会において決議(平成27年5月26日の取締役会にて一部改定決議)しています。

内部統制システムの構築に関する基本方針

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの基本方針」として、「高い教務力を持った専門的な人材が高品質の学習サービスを提供し、生徒の学力向上を通して社会に貢献する」との経営理念の下、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに適宜審査し改善に努めます。

また当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行い、内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況についてモニタリングを行うことで、より適切な内部統制システムの構築・運用を目指しており、現状、当社の内部統制システムは有効に運用されているものと判断しています。

以下は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要です。

- ①当社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
 - b. 取締役は、法令および定款に適合した適切な経営判断を行い、常に十分な情報の収集に努める。
- ②当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令および社内規程に従い、その作成から利活用・保存・廃棄に至るまで、適切に管理する。
- ③当社のリスク管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役は会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、会社全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
 - b. 当該リスクは、リスク管理規程をはじめとする社内規程に従い、業務所管部署が職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に係わる場合は組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
 - c. 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、代表取締役または代表取締役が選んだ者を委員長とする総合リスク対策委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - d. 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築および定期的な防災訓練の実施など、適切な体制を整備する。

- e. リスク管理体制の有効性については、内部監査室が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ所要の改善を図る。

④当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 経営上の重要事項については、取締役会等の会議体において適宜審議するなど、効率的な意思決定を図る。
- b. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、職員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- c. 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

⑤当社の職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 社内規程において、職務執行にあたり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- b. 職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、内部監査室が、職員の職務執行の状況について定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査の結果を踏まえ所要の改善を図る。
- c. こうした取り組みを通じ、「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させる。さらに業務上の課題や問題を自発的に提起し、それを積極的に受け止める仕組みを強化するため、社内外のコミュニケーションの徹底、業務支援体制の強化、定期的な業務の見直し等を推進する。

⑥当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する組織を設置し、必要な人員を配置する。
- b. 当該組織に属する職員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については事前に監査役と協議する。
- c. 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について必要な報告を行う。また、職員から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- d. 取締役および職員から報告を受けた者が、会社に著しい損害を与える事項や信用を大きく失墜させるおそれのある事項、または規程等に違反する行為を発見した場合については、速やかに監査役に報告する体制を確保し、当該報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- e. 監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人および内部監査室が監査役と連携を図るための環境を整えるなど、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

⑦反社会的勢力排除に向けた体制

- a. 反社会的勢力排除に向けた体制を確立するため、全役職員に対し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。
- b. 「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用するとともに、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と適宜緊密に連携し、会社全体として速やかに対応する。

B 運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

- ①取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
- ②監査役会を11回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。
- ③財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施しました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。
- ④情報セキュリティ対策として、社内研修を通じて個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止に取り組んでいます。
- ⑤個人および組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、社内研修の継続を通じて、全職員へのコンプライアンス意識の浸透と牽制機能の強化に努めました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保による財務体質の強化を図りながら、業績動向や経営環境に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えています。

(計算書類)

貸借対照表

令和7年9月30日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,588,647	流 動 負 債	2,369,961
現金及び預金	7,844,335	1年内返済予定の金	70,836
売掛金	95,400	長期借入金	17,462
棚卸資産	37,657	リース負債	17,462
前払費用	322,641	未払金	181,664
その他の当金	288,965	未払費用	340,460
貸倒引当金	△352	未払法人税等	715,129
		未払消費税等	258,278
固 定 資 産	21,982,422	前受り金	388,550
有形固定資産	15,992,784	前受り引当金	272,681
建物	7,206,168	前受り引当金	3,259
構築物	66,144	前受り引当金	105,239
機械及び装置	40,929	前受り引当金	16,398
車両運搬具	1,172		
工具、器具及び備品	61,472	固 定 負 債	778,475
土地	8,616,896	長期借入金	33,328
		リース負債	20,621
無形固定資産	123,243	役員退職慰労引当金	129,800
電話加入権	72	資産除去負債	580,972
その他の無形資産	123,170	その他の負債	13,753
		負 債 合 計	3,148,436
投資その他の資産	5,866,395	株 主 資 本	27,408,304
投資有価証券	4,700,119	資本金	1,778,330
長期貸付金	3,139	資本剰余金	2,174,412
長期前払費用	223,410	資本準備金	1,851,330
繰延税金資産	277,066	その他資本剰余金	323,082
繰入保証金	662,208	利益剰余金	25,172,062
その他の投資資産	450	利益準備金	137,027
		その他利益剰余金	25,035,035
		別途積立金	97,800
		繰越利益剰余金	24,937,235
		自己株式	△1,716,500
		評価・換算差額等	14,329
		その他有価証券評価差額金	14,329
		純 資 産 合 計	27,422,634
合 計	30,571,070	合 計	30,571,070

損益計算書

令和6年10月1日から
令和7年9月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,846,886
売上原価		11,145,428
売上総利益		4,701,458
販売費及び一般管理費		921,337
営業利益		3,780,121
営業外収益		
受取利息	4,014	
有価証券利息	19,197	
受取家賃	105,629	
助成金収入	22,092	
その他	38,875	189,811
営業外費用		
支払利息	811	
賃貸費用	96,665	
その他	6,559	104,037
経常利益		3,865,894
税引前当期純利益		3,865,894
法人税、住民税及び事業税	1,176,930	
法人税等調整額	△714	1,176,215
当期純利益		2,689,679

株主資本等変動計算書

令和6年10月1日から
令和7年9月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 繰越利益 剰 余 金 積立金	利 益 剰余金 合 計	
当期首残高	1,778,330	1,851,330	287,136	2,138,466	137,027	97,800	23,515,880	23,750,707
当期変動額								
剰余金の配当							△1,268,324	△1,268,324
当 期 純 利 益							2,689,679	2,689,679
自己株式の取得								
自己株式の処分			35,946	35,946				
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	35,946	35,946	-	-	1,421,354	1,421,354
当期末残高	1,778,330	1,851,330	323,082	2,174,412	137,027	97,800	24,937,235	25,172,062

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,438,020	26,229,483	7,330	7,330	26,236,814
当期変動額					
剰余金の配当		△1,268,324			△1,268,324
当 期 純 利 益		2,689,679			2,689,679
自己株式の取得	△465,545	△465,545			△465,545
自己株式の処分	187,065	223,012			223,012
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)			6,998	6,998	6,998
当期変動額合計	△278,479	1,178,820	6,998	6,998	1,185,819
当期末残高	△1,716,500	27,408,304	14,329	14,329	27,422,634

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法による）

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 22年～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分相当額を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

なお、平成17年10月21日開催の取締役会において、平成17年12月14日開催の第27期事業年度に係る定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議したことにより、同日以降の新たな繰り入れは行っていない。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

- ① 授業料収入は受講期間に対応して収益を認識しています。
- ② 教材収入は受講期間に対応して収益を認識しています。

【表示方法の変更に関する注記】

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券利息」(前事業年度 8,769 千円)については、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	15,992,784千円
無形固定資産	123,243千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損の兆候を把握するに当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に校舎を基本単位としたグルーピングを行っています(複数のスクールが同一の校舎内に存在する場合は、当該校舎を基本単位としています)。また、本部、寮、厚生施設などについては共用資産としてグルーピングを行っています。ただし、将来の用途が定まっていない遊休資産は、独立してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え個別にグルーピングしています。

減損の兆候を識別した資産グループは、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、資産グループごとの事業計画を基礎としており、将来の在籍生徒数を主要な仮定として織り込んでいます。これらの仮定は不確実性を伴うため、事業環境等の変化により仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度において、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕

資産除去債務の見積額の変更

当事業年度において、スクールの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復実績等の新たな情報の入手に伴い、資産除去債務を203,489千円積み増しています。なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 棚卸資産の内訳

商 品 及 び 製 品	23,560 千円
仕 掛 品	12,686 千円
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,410 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,036,317千円

3. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

① 担保に供している資産

建 物	331,504千円
土 地	923,200千円
計	<u>1,254,705千円</u>

② 対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	70,836千円
長 期 借 入 金	33,328千円
計	<u>104,164千円</u>

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数	16,670,000株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数	898,671株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当	

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年12月14日 定時株主総会	普通株式	635,486	40.00	令和6年 9月30日	令和6年 12月17日
令和7年4月24日 取締役会	普通株式	632,838	40.00	令和7年 3月31日	令和7年 5月12日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年12月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	709,709	45.00	令和7年 9月30日	令和7年 12月16日

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

・有形固定資産

スクールおよび本部における複写機（工具、器具及び備品）です。

②リース資産の減価償却の方法

「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 11,926千円

1年超 31,804千円

合計 43,731千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しています。

また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針です。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、個人の顧客に対するものであり、信用リスクが存在します。差入保証金は、スクールの賃借に伴う敷金および保証金であり、差し入れ先の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、与信管理マニュアルに従い、顧客ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は、満期保有目的の債券、業務上の関係を有する企業の上場株式であり、定期的に時価の把握を行っています。

営業債務である未払金や預り金、未払法人税等は、すべて1年以内に支払期日が到来します。長期借入金は、運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としています。営業債務等や借入金は、流動性リスクが存在しますが、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しています。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年9月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1)投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	4,642,673	4,592,321	△50,352
② その他有価証券	34,110	34,110	—
(2)長期貸付金	3,139	3,079	△60
(3)差入保証金	662,208	490,386	△171,821
資産計	5,342,131	5,119,897	△222,234
(4)長期借入金	104,164	104,116	△47
負債計	104,164	104,116	△47

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

2. 投資事業有限責任組合への出資（貸借対照表計上額23,336千円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いを適用しており、「(1)投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	34,110	—	—	34,110

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	4,592,321	—	4,592,321
長期貸付金	—	3,079	—	3,079
差入保証金	—	490,386	—	490,386
長期借入金	—	104,116	—	104,116

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。債券は取引金融機関から提示された価格によっており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

長期貸付金

主に建設協力金である長期貸付金の時価は、将来の回収可能価額から国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

差入保証金

主として校舎の賃借先に差し入れているものであり、時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金（１年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当事業年度
小中学生部門	12,520,864
高校生部門	3,326,021
顧客との契約から生じる収益	15,846,886
外部顧客への売上高	15,846,886

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（１）契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	95,339
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	95,400
契約負債（期首残高）	365,337
契約負債（期末残高）	380,550

契約負債は、事業年度末日以降に顧客へ提供する授業に関する授業料等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は365,337千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

〔税効果に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
未 払 事 業 税	46,589千円
未 払 事 業 所 税	597千円
一 括 償 却 資 産	12,347千円
賞 与 引 当 金	32,182千円
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	40,848千円
減 損 損 失	50,103千円
資 産 除 去 債 務	182,831千円
そ の 他	42,408千円
繰 延 税 金 資 産 合 計	407,908千円
繰 延 税 金 負 債	
資産除去債務に対応する除去費用	△124,261千円
そ の 他	△6,580千円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△130,841千円
差引：繰延税金資産純額	277,066千円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年10月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しています。なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微です。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要
従業員の選択制による報酬制度または確定拠出年金制度を採用しています。
2. 退職給付費用に関する事項
確定拠出年金への掛金支払額

129,586千円

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,738円76銭
1株当たり当期純利益	170円35銭

(監査報告書)

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和7年10月29日

株式会社ステップ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 芝田 雅也

公認会計士 山崎 光隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステップの令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第47期事業年度の取締役の職務執行に関して、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および内部監査室等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和7年10月30日

株 式 会 社 ス テ ッ プ 監 査 役 会

常勤監査役	木 村 和 人	印
社外監査役	五十里秀一朗	印
社外監査役	阿 部 み ど り	印

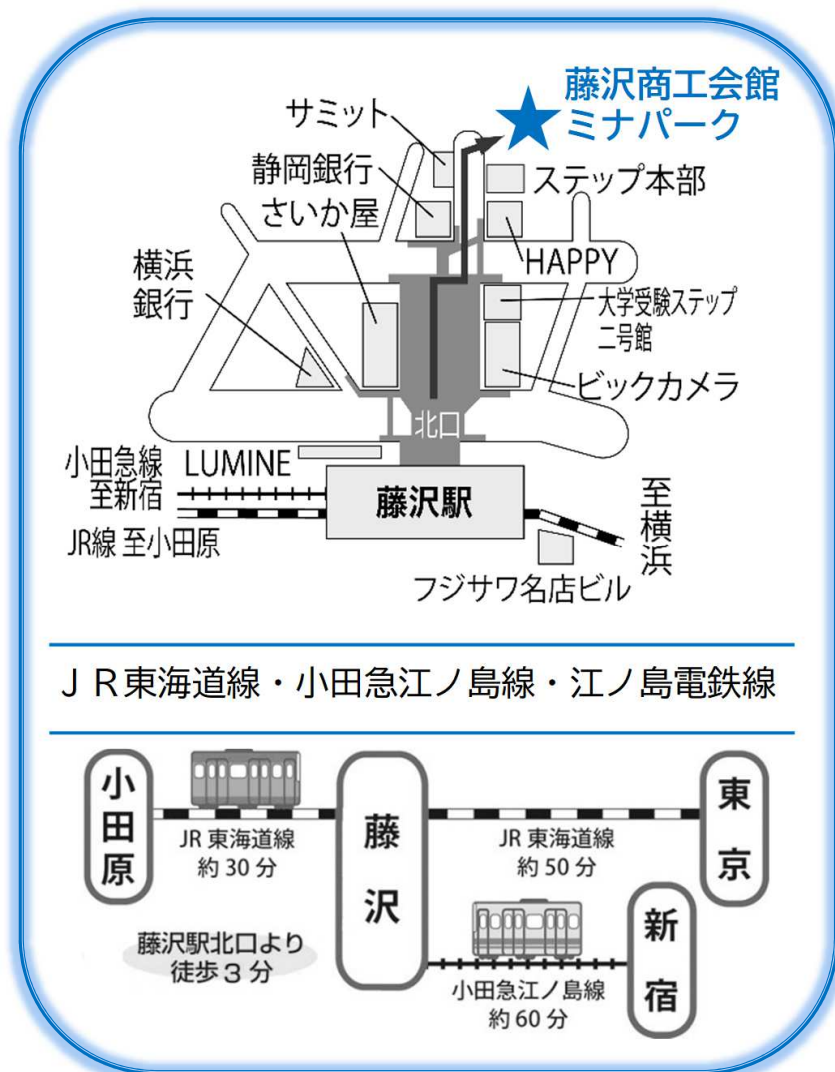
以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会 会場ご案内図

会場 神奈川県藤沢市藤沢607-1
藤沢商工会館ミナパーク6F
電話 0466-29-3789



※駐車場（有料）がございますが、台数に限りがあります。できる限り公共交通機関をご利用ください。